

## 令和7年度学童クラブ入会制度の主な改正点

### 1 オンラインで入会申請を行うことができます

スマートフォンやパソコン等からオンラインで申込みが可能となります。  
時間・場所を問わず申込みが可能です。

### 2 申請書、就労証明書、申立書の様式を変更します

令和6年度の様式から大きく見直しをしています。また、保育園用の様式とは異なります。  
必ず、令和7年度の学童クラブ入会用の様式を使用して提出をお願いします。

### 3 入会基準の保護者・児童の状況を「4週16日」から「月16日」に変更します また、学童クラブで保育を行っていない日は、保育を必要とする日に数えません

令和6年度

月曜日から土曜日までの4週で原則16日以上、学童クラブの開設時間内に保育を必要とする  
と認められる場合、学童クラブの入会基準を満たすと判定します。

日曜日は、学童クラブで保育を行っていないため、保育を必要とする日には数えません。



令和7年度

月曜日から土曜日までの月で原則16日以上、(中略)入会基準を満たすと判定します。

日曜日・祝休日は、保育を必要とする日には数えません。

### 4 基準指数に、自宅内就学の考え方を追加します

「就学または技能訓練」の場合、自宅内での就学(オンライン授業など)と自宅外での就学  
(通学)では、指数に差があります。

### 5 通勤・通学に要する時間の取り扱いを変更します

通勤・通学の時間は、保護者の申請に基づく時間で判定します。  
オンラインサービス等で計測した通勤・通学等の時間を申し出てください。

**6 祖父母の状況について、調整指数を減点とする対象を「同居の祖父母(満70歳未満)」のみに変更します。**

「同居」とは：リビングなどを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる状況  
近隣に祖父母がいる場合の減点は行いません。

**7 指数が同点の場合の判定方法を変更します**

従来の判定方法を大きく変更しています。

**8 一部の学童クラブで、障害児の受入れ人数を増やします**

(1) 児童館・地区区民館・厚生文化会館の優先受入れ枠を2名から3名にします

すでに3名で運営している平和台児童館・上石神井児童館・東大泉児童館第一・第二は変更ありません。

(2) 特別支援学級が設置されている優先受入れ枠を拡大します

<令和6年度入会から拡大>

豊玉第二小、開進第二小、練馬東小、光が丘春の風小、光が丘第八小、石神井西小、谷原小、大泉第三小、大泉学園小（以上は6名）、大泉小(9名)、大泉東小(12名)

<令和7年度入会から拡大>

北町小、練馬第三小、南田中小（以上は6名） 上石神井北小（9名）

詳細については、令和6年10月17日より配布する、  
「令和7年度学童クラブ・ねりっこ学童クラブ案内」をご確認ください。